

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山県田辺市長

## 公表日

令和8年4月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等の予防接種の勧奨・実施及び接種記録の作成、保管等
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項、別表第126項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定  [ 実施する ]
②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部 健康増進課 0739-26-4901
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部 健康増進課 0739-26-4901
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<p>特定個人情報の取扱いについて、システム端末へのログインにはユーザーID、パスワード及び静脈認証による多要素認証を行っており、システムへのログインにはユーザーID及びパスワードによる認証を行っている。</p> <p>また、USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能としているほか、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号 田辺市役所 保健福祉部健康増進課 0739-26-4901	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部 健康増進課 0739-26-4901	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号 田辺市役所 保健福祉部健康増進課 0739-26-4901	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部 健康増進課 0739-26-4901	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和3年4月20日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和3年4月20日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和8年1月28日	評価書名	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和8年3月31日終了】	事前	
令和8年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項、別表第一の93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・別表第一省令第67条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項、別表第126項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第67条の2	事後	

令和8年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 115の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の2 【情報照会】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 115の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の2	【情報提供】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 【情報照会】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	
令和8年1月28日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和6年5月7日時点	令和7年12月17日時点	事後	
令和8年1月28日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和6年5月7日時点	令和7年12月17日時点	事後	
令和8年1月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	
令和8年1月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	
令和8年4月17日	評価書名	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 【令和8年3月31日終了】	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年4月17日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和7年12月17日時点	令和8年4月17日時点	事後	

令和8年4月17日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和7年12月17日時点	令和8年4月17日時点	事後	
-----------	-------------------------	--------------	-------------	----	--